

令和 2 年 第 1 回
さくら市議会定例会議案書

No.1

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号））	市 長	No. 1 P 5
2	さくら市印鑑条例の一部改正について	〃	P 22
3	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	〃	P 23
4	さくら市手数料条例の一部改正について	〃	P 24
5	さくら市介護給付費準備基金条例の一部改正について	〃	P 26
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	〃	P 27
7	さくら市工場誘致条例の一部改正について	〃	P 29
8	さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	〃	P 35
9	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	〃	P 38
10	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）	〃	P 41
11	令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 77
12	令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 95
13	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	〃	P111
14	令和 2 年度さくら市一般会計予算	〃	No. 2 P 5
15	令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	〃	P197
16	令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	〃	P219

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	令和2年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	市長	No. 2 P245
18	令和2年度さくら市介護保険特別会計予算	〃	P263
19	令和2年度さくら市水道事業会計予算	〃	P299
20	令和2年度さくら市下水道事業会計予算	〃	P323
21	市有財産の無償譲渡について	〃	P347
22	市道路線の認定について	〃	P348
23	さくら市監査委員の選任同意について	〃	P349
24	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P350
25	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P351
26	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P352
27	松島辺地、鷺宿辺地、下河戸北辺地、下河戸南辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の策定について	〃	P353

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 1 号 令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 1 号 専決処分書

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 194 億 7,040 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 20 日

さくら市長 花塚 隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,703,200	12,000	2,715,200
777,799	12,000	789,799
19,458,406	12,000	19,470,406

歲 出

款					項				
6 農 林 水 產 業 費									
					1 農 業 費				
歲 出					合 計				

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
593,484	12,000	605,484
578,723	12,000	590,723
19,458,406	12,000	19,470,406

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第10号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
14	国	庫	支 出 金	2,703,200
		歳	入 合 計	19,458,406

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
12,000	2,715,200	
12,000	19,470,406	

歳出

款	補正前の額	補正額
6 農 林 水 産 業 費	593,484	12,000
歳 出 合 計	19,458,406	12,000

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
605,484	12,000				
19,470,406	12,000				

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,703,200	12,000	2,715,200
	2 国庫補助金	777,799	12,000	789,799
	6 農林水産業費国庫補助金	0	12,000	12,000

14 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 農業費補助金	12,000	持続的生産強化対策事業費補助金	12,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
6		593,484	12,000	605,484	12,000			
	1	578,723	12,000	590,723	12,000			
	3 農業振興費	130,993	12,000	142,993	12,000			

6 農林水産業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助 及び交付金	12,000	○持続的生産強化対策事業 補助金 12,000 12,000

議案第 2 号

さくら市印鑑条例の一部改正について

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例

さくら市印鑑条例（平成 17 年さくら市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（満 15 歳未満の者を除く。以下同じ。）」に改める。

第 5 条第 2 項第 3 号中「調整する」を「調製する」に改める。

第 12 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

さくら市手数料条例の一部改正について

さくら市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市手数料条例の一部を改正する条例

さくら市手数料条例（平成 17 年さくら市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 67 号を第 68 号とし、第 66 号を第 67 号とし、第 65 号を第 66 号とし、第 64 号の次に次のように加える。

(65) 地番図の複写の交付	1 枚につき	200 円（航空写真付きで交付する場合にはあつては 500 円、磁気媒体により交付する場合にはあつては 10,000 円）	交付のとき	磁気媒体により交付する場合は、航空写真は、附属しない。
----------------	--------	---	-------	-----------------------------

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(手数料の改定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

さくら市介護給付費準備基金条例の一部改正について

さくら市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

さくら市介護給付費準備基金条例（平成 17 年さくら市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（処分）

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 介護保険の事業運営期間内における給付費等の変動により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の財政の均衡を保つために必要な財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第 13 条第 1 項中「という」を「をいう」に改め、「この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項において」を削る。

第 34 条第 3 項中「除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「除

き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第 35 条第 3 項中「を除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」に改める。

第 36 条第 1 項中「附則第 3 条」を「附則第 4 条」に改める。

第 49 条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「同じ。）」の次に「について」を加え、「この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項」を削り、「及び第 18 条」を「及び第 49 条において準用する第 18 条において」に改める。

第 50 条第 3 項中「第 49 条」を「前条」に改め、「。次条第 3 項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第 3 項において同じ」を加える。

第 51 条第 3 項中「特定満 3 歳未満保育認定子ども」を「特定満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

第 54 条第 1 項中「という。以下」を「をいう。以下」に改める。

第 55 条第 2 項中「施設等利用給付費」を「施設等利用費」に改める。

第 57 条中「施設等利用給付認定子ども」の次に「（法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）」を加える。

第 59 条第 1 項中「（法第 30 条の 8 第 1 項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附則第 4 条を附則第 5 条とし、附則第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（利用定員に関する経過措置）

第 4 条 小規模保育事業 C 型にあっては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 36 条第 1 項中「6 人以上 10 人以下」とあるのは「6 人以上 15 人以下」とする。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

さくら市工場誘致条例の一部改正について

さくら市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市工場誘致条例の一部を改正する条例

さくら市工場誘致条例（平成 17 年さくら市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市企業誘致条例

第 1 条中「市内に工場等の新設又は工場等の増設を奨励促進し、産業の振興を図る」を「市内への企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用の増大を図り、もって地域経済の活性化に寄与する」に改める。

第 2 条第 1 号中「目的で」を「目的として」に、「これ」を「これら」に改め、同条第 7 号中「工場等の」を削り、「合計」の次に「額をいう。」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 6 号中「による」を「第 8 条第 1 項第 1 号に規定する」に、「市土地利用調整基本計画」を「国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項の規定により定められたさくら市土地利用調整基本計画」に、「工業・業務系」を「工業」に改め、「誘導ゾーン」の次に「をいう。」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条

第 5 号中「操業開始」を「営業開始」に、「工場等」を「事業用施設」に、「その全稼働（増設にあっては増設部分について）」を「稼働すること」に、「又は」を「若しくは」に改め、「供給し」の次に「又は営業サービスを提供し」を加え、同号を同条第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 常用雇用者 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいう。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 3 号中「工場等の」及び「既に工場等を有する者が」を削り、「当該工場等と」を「既存の事業用施設と」に、「工場等」を「事業用施設」に、「工場等敷地内」を「事業用施設の敷地内」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号中「工場等の」を削り、「営利を目的として物を製造又は加工するために作業を行う施設及び設備を有する工場等」を「事業用施設」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 1 号の次に次の 3 号を加える。

(2) ホテル等 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産を除く。）をいう。

(3) 企業 営利を目的として市内に工場等又はホテル等を設置する法人又は個人をいう。

(4) 事業用施設 企業が市内に設置し、又は所有する工場等及びホテル等をいう。

第 3 条第 1 項中「工場等の用地」を「事業用施設の用に供する土地（以下「用地」という。）」に、「工場等の新設」を「新設」に、「工場等の増設」を「増設」に、「法人若しくは個人」を「企業」に改め、同項第 2 号中「土地」を「用地」に、「等の」を「その他の」に改め、同条第 2 項中「に規定する」を「の」に改め、「奨励金」の次に「（以下「奨励金」という。）」を加え、同項第 1 号中「（以下「立地奨励金」という。）」を削り、同項第 3 号中「（以下「設置奨励金」という。）」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「（以下「取得奨励金」という。）」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) ホテル等立地奨励金

第 4 条中「前条に規定する」を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「に規定する」を「第 1 項の」に改め、「奨励措置」の次に「(以下「奨励措置」という。)」を加え、「者は」を「企業は、規則の定めるところにより」に改め、同条第 2 項中「市長は、」の次に「前項の」を加え、「認めた者」を「認めた場合は、当該申請書を提出した企業」に、「指定事業者の」を「、指定事業者としての」に改め、同条を第 5 条とする

第 7 条中「により指定事業者」の次に「(前条第 2 項の指定事業者をいう。以下同じ。)」を加え、「工場等」を「事業用施設」に、「継承人」を「当該継承した企業」に改め、「として」の次に「、当該指定事業者が受けていた」を加え、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「奨励金を交付している指定事業者に対し必要があると認めるときは」を「必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し」に、「工場等」を「事業用施設」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条の見出しを「(企業誘致委員会)」に改め、同条中「工場誘致に」を「企業誘致に」に、「及び奨励措置」を「、奨励措置」に、「並びに第 6 条」を「、第 6 条」に、「さくら市工場誘致委員会」を「さくら市企業誘致委員会」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第 11 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 8 条関係）

工場等立地奨励金

	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
市の指定する区域	・ 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・ 用地取得後 5 年以内の営業開始 ・ 固定資産税の完納 ・ 常用雇用者 5 人以上	〔固定資産税 ・ 都市計画税〕 相当額	5 年	1 指定事業者 各年 上限なし

上記以外 の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・ 用地取得後 5 年以内の営業開始 ・ 固定資産税の完納 ・ 常用雇用者 5 人以内 	〔固定資産税 ・ 都市計画税〕 の 1/2	5 年	1 指定事業者 各年 1 億円
-------------	--	-----------------------------	-----	--------------------

備考

- 1 交付要件のうち「用地取得後 5 年以内の営業開始」については、増設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。
- 2 奨励金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ホテル等立地奨励金

	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
区域 の別 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・ 用地取得後 5 年以内の営業開始 ・ 固定資産税の完納 ・ 常用雇用者 5 人以上 ・ 次の各号に掲げる場合に 応じて当該各号に掲げる要件 (1) 新設する場合 客室 30 室以上又は 収容人員 100 人以上 であること。 (2) 増設する場合 客室を 10 室以上増 設し、かつ、増設後 は客室 30 室以上又 は収容人員 100 人 以上であること 	〔固定資産税 ・ 都市計画税〕 相当額	5 年	1 指定事業者 各年 上限なし

備考

- 1 交付要件のうち「用地取得後 5 年以内の営業開始」については、増

設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。

- 2 奨励金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

用地取得奨励金

	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
区域の別なし	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。 ・1,000m²以上の用地を取得していること。 ・用地代金（割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金）の支払が完了していること。 ・用地取得後 5 年以内の営業開始 ・固定資産税の完納 	用地の購入価額に 100 分の 10 を乗じた金額	1 年	1 指定事業者 1,000 万円 (割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。)

備考 奨励金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

賃借型工場等設置奨励金

	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
区域の別なし	<ul style="list-style-type: none"> ・用地（工場等の用に供する土地に限る。）又は工場等を賃借し、工場等を操業した者で、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該賃借する面積が用地にあっては 	年間賃借価額に 100 分の 10 を乗じた金額	5 年	1 指定事業者 各年 1,000 万円

	<p>3,000m²以上、工場等にあつては1,000m²以上であること。</p> <p>(2) 常用雇用者5人以上</p> <p>(3) 操業を開始する日が賃借した日から2年以内であること。</p> <p>(4) 親会社、子会社、関連会社等相互の間での賃借でないこと。</p> <p>(5) 賃貸する者と賃借する者が資本提携をしていないこと。</p>			
--	---	--	--	--

備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前のさくら市工場誘致条例第6条第2項の規定により指定事業者の指定をした当該指定事業者に対する奨励金の交付要件、交付期間及び交付金額等については、なお従前の例による。

議案第 8 号

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正
について

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改
正する条例

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条
例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までの規定中「さく」を「柵」に改め、同
項第23号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「見
とおす」を「見通す」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第22号を
第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存す
る地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、道路
構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「規則」という。）
で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策
定する者で規則で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。

第2条第1項中第21号を削り、第20号を第21号とし、第19号を第20号と

し、第18号を第19号とし、同項第17号中「さく」を「柵」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第3条中「令」を「道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）」に改める。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第7項中「さく」を「柵」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キ

ロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第20条中「の設計車両」を「に規定する設計車両」に改める。

第26条第2項中「規則」を「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）」に改める。

第32条第3号中「見とおす」を「見通す」に改める。

第33条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第34条中「さく」を「柵」に改める。

第37条中「、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるもの」を「及び非常駐車帯」に改める。

第38条第2項中「さく」を「柵」に改める。

第40条第2項中「定める」の次に「ところによる」を加える。

第42条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後のさくら市道の構造の技術的基準を定める条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 9 号

さくら市営住宅管理条例の一部改正について

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さくら市営住宅管理条例（平成17年さくら市条例第160号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 72 条」を「第 73 条」に改める。

第 5 条中「を公募」を「については、公募」に改め、同条第 5 号中「又は土地区画整理法」を「、土地区画整理法」に改め、「土地区画整理事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業」を加える。

第 6 条の見出しを「(入居者資格)」に改め、同条第 1 項中「次の各号」を「次に掲げる条件」に、「及び」を「に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びに」に、「第 28 条又は第 40 条に掲げる条件を具備するとみなされる者」を「第 27 条に規定する特定帰還者及び第 39 条に規定する居住制限者」に、「」の条件」を「に掲げる条件）」に改め、同項第 2 号イ中「後」の次に「について」を加え、同項第 3 号中「者である」

を削り、同項第 4 号中「明らかかな者」を「明らか」に改め、同項第 6 号中「者である」を削る。

第 9 条第 1 項第 3 号中「風致上」を「風教上」に改め、同条第 3 項中「住宅困窮順位」を「、住宅困窮順位」に改め、同条第 4 項中「入居者選考委員会」を「入居者選定委員会」に改め、同条第 5 項中「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改める。

第 10 条第 1 項中「ほかに補欠として入居順位を定めて」を「他に」に、「を定める」を「について、入居順位を定めた上で決定する」に改める。

第 13 条第 1 項中「ときは」の次に「、省令第 11 条で定めるところにより」を加え、同条中第 2 項及び第 3 項を削る。

第 14 条第 1 項中「に定める」を「で定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 16 条第 3 項中「に基づき」を削り、「により）、収入」を「) に基づき収入」に改め、同条第 4 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 18 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条」に、「同項後段」を「同条後段」に、「期限」を「請求のあったときはこれらの条のそれぞれの規定により市長が期限」に、「指定した」を「定めた」に改め、「第 43 条第 1 項」の次に「の規定」を加え、「、明渡し」を「当該明渡し」に、「場合は、死亡」を「ときは当該死亡」に改める。

第 20 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「に規定する」を「の」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 30 条第 1 項中「、市営住宅」を「市営住宅」に改め、同条第 2 項中「金額」の次に「又は令第 10 条の基準により定めた金額」を加え、「場合にあつて」を「とき」に改め、同条第 3 項中「おいては」を「おいて」に改める。

第 36 条第 1 項中「当該他の」を「当該」に改める。

第 43 条第 3 項中「対して」を「対し」に、「については、近傍同種」を「については近傍同種」に、「年 5 パーセント」を「法定利率」に、「毎月」を「毎月」に改める。

第 55 条中「、「前 2 条」を「前 2 条」に改める。

第 64 条第 3 項中「第 20 条第 3 項及び第 4 項」を「第 20 条第 3 項から第 5 項までの規定」に改め、「第 20 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 72 条を第 73 条とし、第 69 条から第 71 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 68 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者)

第 69 条 次に掲げる業務は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 市営住宅の入居者の募集に関する事。
 - (2) 市営住宅の家賃の徴収に関する事。
 - (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関する事。
 - (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関する事。
 - (5) 前 2 号に掲げる業務のほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するもののうち市長が必要と認める事。
- 2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手續については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 181 号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年さくら市規則第 158 号）の定めるところによる。
- 3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、第 1 項各号に掲げる業務を適法かつ公正に行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,399 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195 億 440 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
14 国 庫 支 出 金		
		2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金		
		2 県 補 助 金
		3 委 託 金
16 財 産 収 入		
		2 財 産 売 払 収 入
17 寄 附 金		
		1 寄 附 金
18 繰 入 金		
		2 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金		
		1 繰 越 金
20 諸 収 入		
		4 雑 入
21 市 債		
		1 市 債
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,715,200	36,341	2,751,541
789,799	36,341	826,140
1,279,645	△41,366	1,238,279
460,802	△38,763	422,039
123,345	△2,603	120,742
146,779	112	146,891
78,561	112	78,673
40,005	1,030	41,035
40,005	1,030	41,035
865,729	△520,240	345,489
823,659	△520,240	303,419
581,534	637,506	1,219,040
581,534	637,506	1,219,040
930,368	4,716	935,084
295,890	4,716	300,606
1,384,300	△84,100	1,300,200
1,384,300	△84,100	1,300,200
19,470,406	33,999	19,504,405

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	4 選挙費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
8 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	3 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	4 幼稚園費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	
	1 農林水産業施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費
12 公債費	
	1 公債費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,095,887	△23,404	2,072,483
1,618,896	△20,003	1,598,893
36,882	△3,401	33,481
6,310,100	19,735	6,329,835
2,482,444	19,735	2,502,179
3,221,523	0	3,221,523
1,959,747	△1,551	1,958,196
594,805	△1,551	593,254
605,484	△28,504	576,980
590,723	△25,457	565,266
14,761	△3,047	11,714
1,490,722	34,326	1,525,048
133,002	△5,710	127,292
509,711	0	509,711
805,867	40,036	845,903
2,444,112	66,166	2,510,278
452,704	78,066	530,770
215,538	△11,900	203,638
515,297	0	515,297
756,950	22,231	779,181
665,000	30,681	695,681
91,950	△8,450	83,500
1,830,274	△55,000	1,775,274
1,830,274	△55,000	1,775,274
19,470,406	33,999	19,504,405

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	特別養護老人ホーム整備助成事業	16,200
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	1,600
6 農林水産業費	1 農業費	県単かんがい排水事業	17,442
6 農林水産業費	2 林業費	お丸山公園平地林管理事業	6,250
7 商工費	1 商工費	駅前交流拠点施設維持管理事業	8,100
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	600
8 土木費	2 道路橋梁費	市道 U1-10 号道路改良事業	14,916
10 教育費	1 教育総務費	学校 ICT 管理事業	77,693
10 教育費	5 社会教育費	ミュージアム施設維持管理事業	27,294
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	30,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公園施設災害復旧事業	6,500

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
11 災害 復旧費	1 農林水産 業施設災害 復旧費	農業用施設災 害復旧事業	664,000	694,681

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
氏家児童センター指定管理 業務委託	令和元年度から 令和3年度まで	96,000

廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
災害条例 資金利子 補給事業	令和元年度から 令和4年度まで	438	—	—

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費	38,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童館整備事業費	千円 19,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
農道整備事業費	12,800				0			
市道整備事業費	208,500				112,800			
総合公園再整備事業費	14,300				0			
農業用施設災害復旧事業費	85,700				113,300			
公園施設災害復旧事業費	15,000				6,500			

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第11号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
14	国庫支出金	2,715,200
15	県支出金	1,279,645
16	財産収入	146,779
17	寄附金	40,005
18	繰入金	865,729
19	繰越金	581,534
20	諸収入	930,368
21	市債	1,384,300
歳入合計		19,470,406

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
36,341	2,751,541	
△41,366	1,238,279	
112	146,891	
1,030	41,035	
△520,240	345,489	
637,506	1,219,040	
4,716	935,084	
△84,100	1,300,200	
33,999	19,504,405	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	2,095,887	△23,404
3	民生費	6,310,100	19,735
4	衛生費	1,959,747	△1,551
6	農林水産業費	605,484	△28,504
8	土木費	1,490,722	34,326
10	教育費	2,444,112	66,166
11	災害復旧費	756,950	22,231
12	公債費	1,830,274	△55,000
歳出合計		19,470,406	33,999

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,072,483	△10,303		112	△13,213	
6,329,835	△159	△19,200		39,094	
1,958,196				△1,551	
576,980	△21,600	△12,800		5,896	
1,525,048	△4,456	△95,700		134,482	
2,510,278	31,493	24,500		10,173	
779,181		19,100		3,131	
1,775,274				△55,000	
19,504,405	△5,025	△84,100	112	123,012	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,715,200	36,341	2,751,541
	2 国庫補助金	789,799	36,341	826,140
	4 土木費国庫補助金	56,723	△2,505	54,218
	5 教育費国庫補助金	13,717	38,846	52,563

15	県支出金	1,279,645	△41,366	1,238,279
	2 県補助金	460,802	△38,763	422,039
	1 総務費県補助金	8,647	△7,500	1,147
	2 民生費県補助金	264,677	△159	264,518
	4 農林水産業費県補助金	159,865	△22,500	137,365
	6 土木費県補助金	2,775	△1,251	1,524
	7 教育費県補助金	16,859	△7,353	9,506
	3 委託金	123,345	△2,603	120,742
	1 総務費委託金	121,852	△2,603	119,249

16	財産収入	146,779	112	146,891
	2 財産売払収入	78,561	112	78,673
	1 不動産売払収入	77,600	112	77,712

17	寄附金	40,005	1,030	41,035
	1 寄附金	40,005	1,030	41,035
	2 教育費寄附金	4	1,030	1,034

18	繰入金	865,729	△520,240	345,489
----	-----	---------	----------	---------

14 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 土木費補助金	△2,505	住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備）（1/2）	△2,505
4 教育振興費補助金	38,846	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	38,846

1 総務管理費補助金	△7,500	地方創生推進交付金	△7,500
3 老人福祉費補助金	△159	介護人材緊急確保対策事業費（10/10）	△159
1 農業費補助金	△21,500	担い手への農地集積推進事業 経営体育成支援事業補助金 水田フル活用促進整備費補助金	△8,900 △9,000 △3,600
2 林業費補助金	△1,000	とちぎの元気な森づくり県民税交付金 とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金（10/10）	△300 △700
1 土木費補助金	△1,251	民間住宅耐震診断助成事業補助金（1/4） 民間住宅耐震改修助成事業補助金（1/4）	△125 △1,126
3 認定こども園施設整備費補助金	△7,353	認定こども園施設整備交付金	△7,353
4 選挙費委託金	△2,603	栃木県議会議員選挙費	△2,603

3 藤原部分林立木売却収入	112	藤原部分林立木売却収入	112

4 社会教育費寄附金	1,030	公民館寄附金	1,030

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補正額	計	
	2	基金繰入金	823,659	△520,240	303,419
		1 財政調整基金繰入金	530,133	△228,264	301,869
		2 減債基金繰入金	291,976	△291,976	0

19		繰越金	581,534	637,506	1,219,040
	1	繰越金	581,534	637,506	1,219,040
		1 繰越金	581,534	637,506	1,219,040

20		諸収入	930,368	4,716	935,084
	4	雑入	295,890	4,716	300,606
		2 雑入	295,885	4,716	300,601

21		市債	1,384,300	△84,100	1,300,200
	1	市債	1,384,300	△84,100	1,300,200
		2 民生債	19,200	△19,200	0
		4 農林水産業債	12,800	△12,800	0
		5 土木債	220,000	△95,700	124,300
		7 教育債	291,600	24,500	316,100
		9 災害復旧事業債	131,300	19,100	150,400

節		説明	
区分	金額		
1	財政調整基金繰入金	△228,264	財政調整基金繰入金 △228,264
1	減債基金繰入金	△291,976	減債基金繰入金 △291,976

1	繰越金	637,506	前年度繰越金 637,506
---	-----	---------	-------------------

1	総務費雑入	4,716	栃木県との人事交流職員費 4,716
---	-------	-------	-----------------------

1	児童館整備事業債	△19,200	児童館整備事業費 △19,200
1	農道整備事業債	△12,800	農道整備事業費 △12,800
1	市道整備事業債	△95,700	市道整備事業費 △95,700
3	総合公園再整備事業債	△14,300	総合公園再整備事業費 △14,300
9	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債	38,800	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費 38,800
1	農林水産業施設災害復旧事業債	27,600	農業用施設災害復旧事業費 27,600
2	公共土木施設災害復旧事業債	△8,500	公園施設災害復旧事業費 △8,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	2,095,887	△23,404	2,072,483	△10,303		112	△13,213
1	総務管理費	1,618,896	△20,003	1,598,893	△7,700		112	△12,415
	1 一般管理費	633,993	6,617	640,610				6,617
	3 財政管理費	84,358	△800	83,558				△800
	5 財産管理費	143,206	△1,598	141,608			112	△1,710
	7 企画費	387,782	0	387,782	△200			200
	8 基金費	30,880	1,030	31,910				1,030
	13 地方創生推進費	65,834	△25,252	40,582	△7,500			△17,752
4	選挙費	36,882	△3,401	33,481	△2,603			△798
	3 栃木県議会議員選挙費	11,060	△3,213	7,847	△2,603			△610
	4 参議院議員通常選挙費	16,013	△188	15,825				△188

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助 及び交付金	6,617	○職員人件費 負担金	6,617 6,617
13 委託料	△800	○予算編成、管理事務 業務委託料	△800 △800
13 委託料	△1,710	○市有バス運行事業 業務委託料	△1,710 △1,710
25 積立金	112	○財産管理事務 基金積立金	112 112
		(財源更正)	
25 積立金	1,030	○基金積立事業 基金積立金	1,030 1,030
1 報酬	△6,164	○移住推進事業 光熱水費	△10,780 △356
9 旅費	△876	業務委託料 補助金	△424 △10,000
11 需用費	△1,477	○地域おこし協力隊員募集事業 普通旅費	△2,000 △176
12 役務費	△346	消耗品費 印刷製本費	△35 △50
13 委託料	△2,163	業務委託料	△1,739
14 使用料及び 賃借料	△4,226	○地域おこし協力隊活動事業 その他非常勤職員報酬	△12,472 △6,164
19 負担金、補助 及び交付金	△10,000	普通旅費 消耗品費 燃料費 手数料 保険料 賃借料	△700 △549 △487 △253 △93 △4,226
3 職員手当等	△834	○栃木県議会議員選挙費 時間外勤務手当	△3,213 △834
11 需用費	△197	消耗品費 通信運搬費	△197 △977
12 役務費	△977	庁用器具費	△1,205
18 備品購入費	△1,205		
3 職員手当等	△188	○参議院議員通常選挙費 時間外勤務手当	△188 △188

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	6,310,100	19,735	6,329,835	△159	△19,200		39,094
1	社会福祉費	2,482,441	19,735	2,502,179	△159			19,894
	1 社会福祉総務費	1,517,325	24,907	1,542,232				24,907
	4 老人福祉費	176,406	△2,659	173,747	△159			△2,500
	5 介護保険費	495,857	△2,513	493,344				△2,513
	2	児童福祉費	3,221,523	0	3,221,523		△19,200	
1	児童福祉総務費	1,368,464	0	1,368,464		△19,200		19,200

4	衛生費	1,959,747	△1,551	1,958,196				△1,551
1	保健衛生費	594,805	△1,551	593,254				△1,551
	5 環境衛生費	49,493	△1,551	47,942				△1,551

6	農林水産業費	605,484	△28,504	576,980	△21,600	△12,800		5,896
1	農業費	590,723	△25,457	565,266	△21,500	△12,800		8,843
	3 農業振興費	142,993	△24,020	118,973	△21,500			△2,520
	5 農地費	161,533	△1,437	160,096		△12,800		11,363
2	林業費	14,761	△3,047	11,714	△100			△2,947
	1 林業費	14,761	△3,047	11,714	△100			△2,947

節		説明	
区 分	金 額		
20 扶 助 費	24,907	○介護給付・訓練等給付事業 扶助費	24,907 24,907
8 報 償 費	△141	○温泉券発行事業 扶助費	△2,500 △2,500
12 役 務 費	△18	○介護入門研修事業 報償金	△159 △141
20 扶 助 費	△2,500	通信運搬費 保険料	△12 △6
28 繰 出 金	△2,513	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	△2,513 △2,513
		(財源更正)	
7 賃 金	△1,551	○環境衛生対策事業 臨時雇賃金	△1,551 △1,551
19 負担金、補助 及び交付金	△24,020	○農業振興事務 補助金 ○経営体育成支援事業 補助金 ○担い手への農地集積推進事業 交付金 ○水田フル活用促進整備事業 補助金	△2,520 △2,520 △9,000 △9,000 △8,900 △8,900 △3,600 △3,600
19 負担金、補助 及び交付金	△1,437	○土地改良施設管理補助事業 補助金	△1,437 △1,437
11 需 用 費	△143	○森林経営管理制度事業	△3,047

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

8	土木費	1,490,722	34,326	1,525,048	△4,456	△95,700		134,482
	1 土木管理費	133,002	△5,710	127,292	△4,456			△1,254
	1 土木総務費	133,002	△5,710	127,292	△4,456			△1,254
	2 道路橋梁費	509,711	0	509,711		△95,700		95,700
	1 道路維持費	236,849	0	236,849		△14,400		14,400
	2 道路建設改良費	233,862	0	233,862		△81,300		81,300
	3 都市計画費	805,867	40,036	845,903				40,036
	1 都市計画総務費	704,491	40,036	744,527				40,036

10	教育費	2,444,112	66,166	2,510,278	31,493	24,500		10,173
	1 教育総務費	452,704	78,066	530,770	38,846	38,800		420
	2 事務局費	442,155	373	442,528				373
	4 情報環境整備費	0	77,693	77,693	38,846	38,800		47
	4 幼稚園費	215,538	△11,900	203,638	△7,353			△4,547
	1 幼稚園費	215,538	△11,900	203,638	△7,353			△4,547
	6 保健体育費	515,297	0	515,297		△14,300		14,300
	2 体育施設費	209,513	0	209,513		△14,300		14,300

11	災害復旧費	756,950	22,231	779,181		19,100		3,131
----	-------	---------	--------	---------	--	--------	--	-------

節		説明
区分	金額	
12 役 務 費	△72	消耗品費 △123
13 委 託 料	△832	印刷製本費 △20
		通信運搬費 △72
		業務委託料 △832
15 工 事 請 負 費	△2,000	工事請負費 △2,000

19 負担金、補助 及び交付金	△5,710	○木造住宅耐震診断事業 補助金 △507
		△507
		○木造住宅耐震改修事業 補助金 △5,203
		△5,203
		(財源更正)
		(財源更正)
28 繰 出 金	40,036	○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金 40,036
		40,036

19 負担金、補助 及び交付金	373	○小中学校特別活動補助事業 補助金 373
		373
13 委 託 料	77,693	○学校ICT管理事業 業務委託料 77,693
		77,693
19 負担金、補助 及び交付金	△11,900	○幼稚園事業 補助金 △11,900
		△11,900
		(財源更正)

--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	農林水産業 施設災害復 旧費	665,000	30,681	695,681		27,600		3,081
	1 農業用施設 災害復旧費	665,000	30,681	695,681		27,600		3,081
2	公共土木施 設災害復旧 費	91,950	△8,450	83,500		△8,500		50
	2 公園施設災 害復旧費	17,950	△8,450	9,500		△8,500		50

12		公債費	1,830,274	△55,000	1,775,274				△55,000
	1	公債費	1,830,274	△55,000	1,775,274				△55,000
		1 元金	1,713,000	△20,000	1,693,000				△20,000
		2 利子	117,274	△35,000	82,274				△35,000

節		説明	
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	30,681	○農業用施設災害復旧事業 負担金	30,681 30,681
15 工事請負費	△8,450	○公園施設災害復旧事業 工事請負費	△8,450 △8,450

23 償還金、利子 及び割引料	△20,000	○市債償還元金 償還金	△20,000 △20,000
23 償還金、利子 及び割引料	△35,000	○市債償還利子 利子及び割引料	△35,000 △35,000

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他の 手当	計			
補正後	長等	2		18,600	7,532 (3.35)	51	26,183	4,699	30,882
	議員	18	74,100		23,791 (3.35)		97,891	27,100	124,991
	その他の 特別職	1,853	196,921				196,921		196,921
	計	1,873	271,021	18,600	31,323	51	320,995	31,799	352,794
補正前	長等	2		18,600	7,532 (3.35)	51	26,183	4,699	30,882
	議員	18	74,100		23,791 (3.35)		97,891	27,100	124,991
	その他の 特別職	1,856	203,085				203,085		203,085
	計	1,876	277,185	18,600	31,323	51	327,159	31,799	358,958
比較	長等	0		0	0	0	0	0	0
	議員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	△ 3	△ 6,164				△ 6,164		△ 6,164
	計	△ 3	△ 6,164	0	0	0	△ 6,164	0	△ 6,164

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 306	1,096,346	656,235	1,752,581	364,424	2,117,005	
補正前	(1) 306	1,096,346	657,257	1,753,603	364,424	2,118,027	
比 較	(0) 0	0	△ 1,022	△ 1,022	0	△ 1,022	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,213	16,590	17,911	882	122,449	2,165
	補正前	25,213	16,590	17,911	882	123,471	2,165
	比 較	0	0	0	0	△ 1,022	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	33,467	241,889	178,312	16,715	0	642
	補正前	33,467	241,889	178,312	16,715	0	642
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 1,022	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,022		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296,820	281,545
	平均給与月額 (円)	372,159	305,518
	平均年齢 (歳)	40.0	54.0

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
16-農業経営基盤強化資金利子補給	2,265	平成30年度	2,253	令和元年度 令和3年度	12				12
17-農業経営基盤強化資金利子補給	253	平成30年度	241	令和元年度 令和6年度	12				12
25-災害条例資金利子補給	105	平成30年度	93	令和元年度 令和2年度	12	6			6
26-防犯灯LED化業務委託	72,000	平成30年度	32,000	令和元年度 令和5年度	40,000				40,000
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (氏家地区1)〕	116,598	平成30年度	93,236	令和元年度	23,362			20,557	2,805
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (氏家地区2)〕	127,808	平成30年度	102,200	令和元年度	25,608			22,534	3,074
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (喜連川地区)〕	173,594	平成30年度	138,812	令和元年度	34,782			30,607	4,175
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔不燃・粗大ごみ (喜連川地区)〕	23,607	平成30年度	18,877	令和元年度	4,730			4,162	568
26-喜連川小学校スクールバス運行業務委託	195,000	平成30年度	156,000	令和元年度	39,000				39,000
26-さくら市図書館指定管理業務委託	450,000	平成30年度	360,000	令和元年度	90,000				90,000
27-会議録等作成業務委託	20,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和2年度	8,000				8,000
27-私立保育所等防犯カメラ設置費補助事業	1,095	平成30年度	810	令和元年度 令和2年度	285				285
27-氏家中学校給食調理業務委託	107,000	平成30年度	77,500	令和元年度	29,500				29,500

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
28-氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	249,000	平成30年度	166,000	令和元年度	83,000				83,000
28-さくら市営駐車場指定管理委託	30,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和3年度	18,000			18,000	0
28-さくら市喜連川社会福祉センター指定管理業務委託	10,036	平成30年度	3,970	令和元年度 令和3年度	6,066				6,066
28-さくら市生きがいセンター指定管理業務委託	2,620	平成30年度	1,036	令和元年度 令和3年度	1,584				1,584
28-さくら市氏家福祉センター指定管理業務委託	24,510	平成30年度	9,785	令和元年度 令和3年度	14,725				14,725
28-総合交流ターミナル管理業務委託	202,100	平成30年度	78,000	令和元年度 令和3年度	124,100				124,100
28-さくら市温泉浴場(第1、第2)管理業務委託	97,100	平成30年度	36,000	令和元年度 令和3年度	61,100				61,100
29-総合健康診査業務委託	305,000	平成30年度	101,000	令和元年度 令和2年度	204,000				204,000
29-喜連川児童センター指定管理業務委託	172,205	平成30年度	34,000	令和元年度 令和4年度	138,205	44,087			94,118
30-例規データ作成更新業務委託	1,728			令和元年度	1,728				1,728
30-広島平和記念式典中学生派遣事業	1,050			令和元年度	1,050				1,050
30-農業振興地域整備計画策定業務委託	1,642			令和元年度	1,642				1,642
30-道路管理業務委託(市道U1-1号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
30-道路管理業務委託 (市道K1001号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000
31-広島平和記念式典 中学生派遣事業	1,080			令和元年度 令和2年度	1,080				1,080
31-都市計画マスター プラン見直し業務委託	1,870			令和元年度 令和2年度	1,870				1,870
31-スクールバス運行 業務委託	118,260			令和元年度 令和6年度	118,260				118,260
31-スクールバス車両 リース	185,977			令和元年度 令和11年度	185,977				185,977
1-氏家小学校・押上 小学校・上松山小学 校・南小学校給食調 理業務委託	246,792			令和元年度 令和4年度	246,792				246,792
1-氏家中学校給食調 理業務委託	93,060			令和元年度 令和4年度	93,060				93,060
1-災害条例資金利子 補給	(438) 0			令和元年度 令和4年度	(438) 0	(219) 0			(219) 0
1-議会だより印刷製 本費	1,861			令和元年度 令和2年度	1,861				1,861
1-広報さくら印刷製 本費	10,170			令和元年度 令和2年度	10,170				10,170
1-南小学童保育セン ター指定管理業務委 託	48,000			令和元年度 令和3年度	48,000	32,000			16,000
1-上松山児童セン ター指定管理業務委 託	37,500			令和元年度 令和2年度	37,500	25,000			12,500
1-道路管理業務委託	54,000			令和元年度 令和2年度	54,000				54,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
1-小学校ICT活用推進業務委託	12,660			令和元年度 令和4年度	12,660				12,660
1-中学校ICT活用推進業務委託	12,660			令和元年度 令和4年度	12,660				12,660
1-さくら市図書館指定管理業務委託	485,000			令和元年度 令和6年度	485,000				485,000
1-給食センター基本構想策定業務委託	9,416			令和元年度 令和2年度	9,416				9,416
1-氏家児童センター指定管理業務委託	(0) 96,000			令和元年度 令和3年度	(0) 96,000	(0) 56,812			(0) 39,188

() 内は、補正前の数値である。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,316,976	14,656,406	1,166,900	1,690,642	14,132,664
(1) 総務	5,908,402	5,809,156	584,700	701,370	5,692,486
(2) 民生	583,856	509,998	0	74,050	435,948
(3) 衛生	304,001	299,881	52,200	21,384	330,697
(4) 農林水産	907,880	786,370	0	111,887	674,483
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,396,933	3,192,760	141,400	386,468	2,947,692
(7) 消防	694,429	709,856	72,500	77,025	705,331
(8) 教育	3,521,475	3,348,385	316,100	318,458	3,346,027
2 災害復旧費	4,915	12,169	150,400	637	161,932
(1) 公共土木施設	1,515	8,769	37,100	212	45,657
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	113,300	425	116,275
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,321,891	14,668,575	1,317,300	1,691,279	14,294,596

議案第 11 号

令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,203 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,698 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（予算における元号の表示）

第 4 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
2 財 産 収 入			
		1 財 産 売 払 収 入	
3 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
4 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
6 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
206,250	△88,733	117,517
206,250	△88,733	117,517
84,794	40,036	124,830
84,794	40,036	124,830
40,000	32,964	72,964
40,000	32,964	72,964
117,900	△6,300	111,600
117,900	△6,300	111,600
449,016	△22,033	426,983

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
266,533	△22,033	244,500
266,533	△22,033	244,500
449,016	△22,033	426,983

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	上阿久津台地土地 区画整理事業	96,614

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上阿久津台地土地 区画整理事業費	千円 117,900	普通貸 借又 は証 券発行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率と する。)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合に はその債権者 と協定するも のによる。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を延 長し、短縮 し、若しくは 繰上償還、又 は借換えする ことができ る。	千円 111,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
2 財	産 収 入	206,250
3 繰	入 金	84,794
4 繰	越 金	40,000
6 市	債	117,900
歳 入 合 計		449,016

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△88,733	117,517	
40,036	124,830	
32,964	72,964	
△6,300	111,600	
△22,033	426,983	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	266,533	△22,033
歳 出 合 計	449,016	△22,033

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
244,500		△6,300	△88,733	73,000	
426,983		△6,300	△88,733	73,000	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	206,250	△88,733	117,517
1	財産売払収入	206,250	△88,733	117,517
	1 不動産売払収入	206,250	△88,733	117,517

3	繰入金	84,794	40,036	124,830
1	他会計繰入金	84,794	40,036	124,830
	1 一般会計繰入金	84,794	40,036	124,830

4	繰越金	40,000	32,964	72,964
1	繰越金	40,000	32,964	72,964
	1 繰越金	40,000	32,964	72,964

6	市債	117,900	△6,300	111,600
1	市債	117,900	△6,300	111,600
	1 土木債	117,900	△6,300	111,600

2 財産収入
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保留地処分収入	△88,733	保留地処分収入	△88,733
1 一般会計繰入金	40,036	一般会計繰入金	40,036
1 繰越金	32,964	前年度繰越金	32,964
1 土地区画整理事業債	△6,300	上阿久津台地土地区画整理事業費	△6,300

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	土地区画整理事業費	266,533	△22,033	244,500		△6,300	△88,733	73,000
	1 土地区画整理事業費	266,533	△22,033	244,500		△6,300	△88,733	73,000
	2 事業費	226,405	△22,033	204,372		△6,300	△88,733	73,000

1 土地区画整理事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	△22,033	○上阿久津台地土地区画整理事業 工事請負費
		△22,033 △22,033

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
上阿久津台地土地区 画整理事業費	1,901,046	1,770,319	133,600	162,599	1,741,320

議案第 12 号

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,823 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 9,175 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歲 入 歲 出 予 算 補 正

歲 入

款		項	
8 線	入 金		
		2 基	金 線 入 金
9 線	越 金		
		1 線	越 金
歲 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
359,889	△112,134	247,755
112,134	△112,134	0
19,127	240,371	259,498
19,127	240,371	259,498
4,363,517	128,237	4,491,754

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	1 療 養 諸 費
	2 高 額 療 養 費
9 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
	歳 出 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,982,373	122,847	3,105,220
2,604,233	86,469	2,690,702
359,567	36,378	395,945
23,012	5,390	28,402
23,012	5,390	28,402
4,363,517	128,237	4,491,754

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
8 繰	入金	359,889
9 繰	越金	19,127
歳入合計		4,363,517

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△112,134	247,755	
240,371	259,498	
128,237	4,491,754	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 保 險 給 付 費	2,982,373	122,847
9 諸 支 出 金	23,012	5,390
歳 出 合 計	4,363,517	128,237

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,105,220				122,847	
28,402				5,390	
4,491,754				128,237	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	359,889	△112,134	247,755
	2 基金繰入金	112,134	△112,134	0
	1 財政調整基金繰入金	112,134	△112,134	0

9	繰越金	19,127	240,371	259,498
	1 繰越金	19,127	240,371	259,498
	1 その他繰越金	19,127	240,371	259,498

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	△112,134	財政調整基金繰入金	△112,134

1 繰越金	240,371	前年度繰越金	240,371

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	そ の 他		
2	保険給付費	2,982,373	122,847	3,105,220				122,847
1	療養諸費	2,604,233	86,469	2,690,702				86,469
	1 一般被保険者療養給付費	2,554,005	84,505	2,638,510				84,505
	3 一般被保険者療養費	25,029	1,964	26,993				1,964
2	高額療養費	359,567	36,378	395,945				36,378
	1 一般被保険者高額療養費	356,673	36,378	393,051				36,378

9	諸支出金	23,012	5,390	28,402				5,390
1	償還金及び還付加算金	23,012	5,390	28,402				5,390
	6 療養給付費負担金返還金	0	5,390	5,390				5,390

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助 及び交付金	84,505	○一般被保険者療養給付費 負担金	84,505 84,505
19 負担金、補助 及び交付金	1,964	○一般被保険者療養費 負担金	1,964 1,964
19 負担金、補助 及び交付金	36,378	○一般被保険者高額療養費 負担金	36,378 36,378
23 償還金、利子 及び割引料	5,390	○療養給付費等負担金返還金 償還金	5,390 5,390

議案第 13 号

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和元年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 581 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 6,946 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
4 支 払 基 金 交 付 金			
		1 支 払 基 金 交 付 金	
5 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
6 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
8 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
9 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
720,675	△4,791	715,884
534,425	△4,000	530,425
186,250	△791	185,459
807,555	△5,576	801,979
807,555	△5,576	801,979
426,546	△2,942	423,604
407,940	△2,500	405,440
18,606	△442	18,164
1	15	16
1	15	16
495,728	△2,513	493,215
495,727	△2,513	493,214
67,798	21,623	89,421
67,798	21,623	89,421
3,263,644	5,816	3,269,460

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 保険給付費	5 計画策定委員会費
	1 介護サービス等諸費
3 地域支援事業費	
	1 介護予防・生活支援サービス事業費
	2 一般介護予防事業費
5 基金積立金	3 包括的支援事業・任意事業費
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
103,575	△891	102,684
66,429	110	66,539
3,036	△1,001	2,035
2,899,600	△20,000	2,879,600
2,646,640	△20,000	2,626,640
124,639	△503	124,136
73,267	2,000	75,267
6,162	△647	5,515
44,952	△1,856	43,096
63,361	27,210	90,571
63,361	27,210	90,571
3,263,644	5,816	3,269,460

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第5号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額			
3	国	庫	支	出	金	720,675		
4	支	払	基	金	交	付	金	807,555
5	県		支		出		金	426,546
6	財		産		収		入	1
8	繰				入		金	495,728
9	繰				越		金	67,798
歳					入	合	計	3,263,644

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△4,791	715,884	
△5,576	801,979	
△2,942	423,604	
15	16	
△2,513	493,215	
21,623	89,421	
5,816	3,269,460	

歳出

款		補正前の額	補正額
1	総務費	103,575	△891
2	保険給付費	2,899,600	△20,000
3	地域支援事業費	124,639	△503
5	基金積立金	63,361	27,210
歳出合計		3,263,644	5,816

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
102,684	220			△1,111	
2,879,600	△7,500		△5,400	△7,100	
124,136	△1,322		△176	995	
90,571	869			26,341	
3,269,460	△7,733		△5,576	19,125	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金	720,675	△4,791	715,884
	1 国庫負担金	534,425	△4,000	530,425
	1 介護給付費負担金	534,425	△4,000	530,425
	2 国庫補助金	186,250	△791	185,459
	1 調整交付金	148,958	△1,034	147,924
	2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	15,934	△130	15,804
	3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	17,300	△716	16,584
	4 事務費交付金	270	220	490
	5 保険者機能強化推進交付金	3,788	869	4,657
	4	支払基金交付金	807,555	△5,576
1 支払基金交付金		807,555	△5,576	801,979
1 介護給付費交付金		786,043	△5,400	780,643
2 地域支援事業交付金		21,512	△176	21,336
5	県支出金	426,546	△2,942	423,604
	1 県負担金	407,940	△2,500	405,440
	1 介護給付費負担金	407,940	△2,500	405,440
	2 県補助金	18,606	△442	18,164
	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	9,959	△82	9,877
	2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	8,647	△360	8,287
6	財産収入	1	15	16
	1 財産運用収入	1	15	16
	1 利子及び配当金	1	15	16
8	繰入金	495,728	△2,513	493,215

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	△4,000	介護給付費国庫負担金	△4,000
1 現年度分	△1,034	調整交付金国庫補助金	△1,034
1 現年度分	△130	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△130
1 現年度分	△716	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	△716
1 現年度分	220	事務費交付金国庫補助金	220
1 現年分	869	保険者機能強化推進交付金	869

1 現年度分	△5,400	介護給付費交付金	△5,400
1 現年度分	△176	地域支援事業交付金	△176

1 現年度分	△2,500	介護給付費県負担金	△2,500
1 現年度分	△82	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△82
1 現年度分	△360	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	△360

1 利子及び配当金	15	介護給付費準備基金利子	15
-----------	----	-------------	----

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	一般会計繰入金	495,727	△2,513	493,214
	1 介護給付費繰入金	362,457	△2,500	359,957
	2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	9,975	1,458	11,433
	3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	8,666	△360	8,306
	4 その他一般会計繰入金	104,115	△1,111	103,004

9	繰越金	67,798	21,623	89,421
1	繰越金	67,798	21,623	89,421
	1 繰越金	67,798	21,623	89,421

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	△2,500	介護給付費繰入金	△2,500
1 現年度分	1,458	地域支援事業繰入金（介護予防事業）	1,458
1 現年度分	△360	地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）	△360
2 事務費繰入金	△1,111	事務費繰入金	△1,111
1 繰越金	21,623	前年度繰越金	21,623

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	103,575	△891	102,684	220			△1,111
1	総務管理費	66,429	110	66,539	220			△110
	1 一般管理費	66,429	110	66,539	220			△110
5	計画策定委員会費	3,036	△1,001	2,035				△1,001
	1 計画策定委員会費	3,036	△1,001	2,035				△1,001

2	保険給付費	2,899,600	△20,000	2,879,600	△7,500		△5,400	△7,100
	1 介護サービス等諸費	2,646,640	△20,000	2,626,640	△7,500		△5,400	△7,100
	2 地域密着型介護サービス給付費	567,440	△20,000	547,440	△7,500		△5,400	△7,100

3	地域支援事業費	124,639	△503	124,136	△1,322		△176	995
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	73,267	2,000	75,267				2,000
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	65,891	2,000	67,891				2,000
	2 一般介護予防事業費	6,162	△647	5,515	△246		△176	△225
	1 一般介護予防事業費	6,162	△647	5,515	△246		△176	△225

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 賃 金	△220	○介護保険事務 臨時雇賃金	110 △220
13 委 託 料	330	業務委託料	330
1 報 酬	△88	○計画策定事業 委員報酬	△1,001 △88
8 報 償 費	99	報償金	99
13 委 託 料	△1,012	業務委託料	△1,012
19 負担金、補助 及び交付金	△20,000	○地域密着型介護サービス給付事業 負担金	△20,000 △20,000
19 負担金、補助 及び交付金	2,000	○介護予防・生活支援サービス事業 負担金	2,000 2,000
7 賃 金	△100	○介護予防普及啓発事業 印刷製本費	△120 △70
8 報 償 費	△150	通信運搬費	△50
11 需 用 費	△70	○介護予防ボランティア養成事業 業務委託料	△22 △22
12 役 務 費	△105	○認知症予防事業 通信運搬費	△55 △55

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
3	包括的支援 事業・任意 事業費	44,952	△1,856	43,096	△1,076			△780
2	包括的・継 続的ケアマ ネジメント 支援事業費	32,066	△33	32,033	△20			△13
3	任意事業費	1,103	△20	1,083	△12			△8
4	在宅医療・ 介護連携推 進事業費	735	△470	265	△272			△198
5	生活支援体 制整備事業 費	5,767	△293	5,474	△170			△123
6	認知症総合 支援事業費	3,443	△540	2,903	△312			△228
7	地域ケア会 議推進事業 費	683	△500	183	△290			△210

5	基金積立金	63,361	27,210	90,571	869			26,341
1	基金積立金	63,361	27,210	90,571	869			26,341
1	介護給付費 準備基金積 立金	63,361	27,210	90,571	869			26,341

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	△22	○地域介護予防活動支援事業 補助金	△200 △200
19 負担金、補助 及び交付金	△200	○一般介護予防教室事業 臨時雇賃金 報償金	△250 △100 △150
8 報償費	△33	○地域包括支援センター運営事業 報償金	△33 △33
12 役務費	△20	○家族介護者教室事業 通信運搬費	△20 △20
8 報償費	△280	○在宅医療・介護連携推進事業 報償金	△470 △280
11 需用費	△190	印刷製本費	△190
8 報償費	△293	○生活支援体制整備事業 報償金	△293 △293
8 報償費	△50	○認知症総合支援事業 報償金	△540 △50
9 旅費	△70	普通旅費	△70
19 負担金、補助 及び交付金	△420	負担金 補助金	△200 △220
8 報償費	△500	○地域ケア会議推進事業 報償金	△500 △500
25 積立金	27,210	○基金積立金 基金積立金	27,210 27,210

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計
		報酬	給料	期末手当 年間支給率(月分)	その他の 手当	計		
補正後	長等							
	議員							
	その他の 特別職	390	26,020			26,020		26,020
	計	390	26,020			26,020		26,020
補正前	長等							
	議員							
	その他の 特別職	406	26,108			26,108		26,108
	計	406	26,108			26,108		26,108
比較	長等							
	議員							
	その他の 特別職	△ 16	△ 88			△ 88		△ 88
	計	△ 16	△ 88			△ 88		△ 88

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 8	28,845	16,517	45,362	9,513	54,875	
補正前	(0) 8	28,845	16,517	45,362	9,513	54,875	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	318	438	264	15	5,350	0
	補正前	318	438	264	15	5,350	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	5,978	4,154	0	0	0
	補正前	0	5,978	4,154	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296,650	
	平均給与月額 (円)	407,809	
	平均年齢 (歳)	38.6	

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。